

とやまの木が見える家づくり推進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条及び富山市林業振興事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、とやまの木が見える家づくり推進事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市長は、富山市内産木材（以下「市内産材」という。）の利用促進を図るため、市内産材を木造住宅等の目に見える箇所を使用する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象となる住宅は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 市内で自ら居住するために、新築、増築又はリフォームされる木造住宅（店舗併用住宅を含む。）で、使用される木材量のうち20%以上が市内産材であること。
- (2) 上記住宅で、床、内・外壁、天井など住宅の目に見える箇所に、20㎡以上市内産材が使用されていること。
- (3) 第5条に規定する事業計画の認定を受け、住宅が完成又は補助金に関する箇所が施工完了し、補助金交付申請の手続きを行っていること。
- (4) 本市の新築住宅の取得・改修等に関する他の補助事業により補助される部分があるときは、本事業の補助対象から該当部分は除くものとする。
- (5) 市税を滞納していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の単価及び限度額は、別表のとおりとする。

(事業計画の認定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業計画認定申請書（別記様式第1号）を作成し、住宅が完成又は補助金に関する箇所が施工完了する1ヶ月前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、事業計画認定の採否を申請者に通知（別記様式第2号）するものとする。ただし、事業計画の認定は、認定を受けた年度及びその翌年度以降の補助金の交付を約束するものではない。

(事業計画の変更等の承認)

第6条 規則第11条第1項の規定により、事業計画の変更等の承認を受けようとする場合、認定者は、とやまの木が見える家づくり推進事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第3号）を、提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、これに

よらないものとする。

(事業計画の取消し)

第7条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業計画の認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。
- (2) 計画と異なる事業を行なったとき。
- (3) 認定日から1年後までに補助金交付申請がない場合。

(補助金交付申請・実績報告)

第8条 事業計画の認定を受けた事業が完了し、補助金の交付をうけようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅が完成した日から起算して3月を経過した日までに、補助事業の成果を記載した規則第4条第1項の規定による補助金等交付申請書(別記様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第5号)
- (2) 木材使用量実績計算書(別記様式第6号)
- (3) 補助対象面積求積資料
- (4) 市内産材を証明する書類(県事業の県産材証明書及び県産材伐採証明書で確認可能な場合は、その写しで可)
- (5) 市税の納税証明書(事業計画認定申請日から補助金等交付申請日とその事業年度の6月1日をまたぐ場合は、6月1日以降の納税証明書を提出しなければならない。また、申請時に富山市外に居住している等の理由により市税の納税証明書を受けられない者は、市税納税調査同意書(別記様式第7号)を提出しなければならない)
- (6) 建築基準法に基づく確認済証の写し
- (7) 設計図(平面図、立面図)
- (8) 完成写真(全景、補助対象箇所)

(補助金交付決定・額の確定)

第9条 市長は、申請者から前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じ調査を行い、申請の内容が適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に補助金交付決定(額の確定)の通知(別記様式第8号)するものとする。

- 2 事業計画認定の順に関わらず、補助金交付申請書を受理した順に内容の審査及び交付決定を行うこととし、年度の予算の範囲を超えた時点で受付を停止するものとする。
- 3 補助金の額の算定や補助要件等は、事業計画認定をされた年度に関わらず、補助金交付申請年度の実施要領に基づくものとする。

(啓発普及への協力)

第10条 補助金の交付を受けた者は、市が行う市内産材活用の普及啓発に関して、協力す

るものとする。

(補助金の返還等)

第 11 条 申請者又は補助金の交付を受けた者が、提出した書類に虚偽の事項を記載又は補助金の交付に関し不正の行為をした場合は、市長は、補助金を交付せず、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の処分に関して補助金の返還を命じられたときは、規則の定めるところにより返還しなければならない。

(雑則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

補助金単価	使用面積 1 m ² あたり 3,000 円 ※ただし柱の面積は使用面積に 含まない。
上限額	1 棟あたり 300,000 円